

八潮市多言語サポーターについて

◆八潮市多言語サポーター（以下「サポーター」という。）とは

外国人住民が八潮市で生活する上で必要となる行政手続きや、地域社会の構成員として暮らすさまざまな場面において、意思疎通を円滑に行えるように、通訳や翻訳を行うサポーターのことをいいます。

◆八潮市多言語サポーターの登録をする方へ

1 応募について

(1) 応募資格

ア 日本語及び外国語で日常会話以上の語学力を持つ方

イ 年齢満18歳以上の方（高校生を除く）

ウ 外国籍の方は、就労可能な在留資格を所持していること。

ただし、就労に制限がある場合は、その範囲内で活動することができる。

※日本語、外国語のレベルに基準等はありません。通訳及び翻訳を依頼する際に、お持ちの資格等を考慮して、依頼内容に適したサポーターにご依頼します。

(2) 提出書類

「八潮市多言語サポーター登録・更新申請書」を八潮市市民協働推進課（以下「担当課」という。）へ提出して下さい。

2 登録について

(1) 登録期間

登録日から2年を経過した日の年度末（3月末）までとなります。

引き続き登録を希望する方又は登録内容に変更があった方は、「八潮市多言語サポーター登録・更新申請書」を担当課に提出して下さい。

(2) 活動の休止

活動ができない状況になった場合、担当課にお申し出下さい。

(3) 登録の取り直し

ア 連絡不能となる等、今後の活動が不可能となったと担当課が判断するとき。

イ サポーターとして不適格と認められる事実が発生したとき。

3 活動について

(1) 活動内容

ア 市、学校、教育委員会等の依頼により、市内公共施設において通訳を行う。

イ 市、学校、教育委員会等の依頼により、作成した文書等の翻訳を行う。

※担当課が必要と認めた場合、上記以外の依頼をする場合があります。

※個人的な利用や、高度な専門知識を必要とする等は対象外とします。

(2) 依頼から活動までの流れ

- ①担当課が依頼書を受理し、速やかにサポーターにご連絡します。

- ②サポーターは依頼内容を確認の上、引き受けるかどうか担当課へ連絡します。

- ③依頼内容によっては、事前に担当課にて打合せを行います。
翻訳…翻訳する原稿をお渡しします。(メール又は郵送)

- ④通訳又は翻訳作業
通訳…通訳当日は依頼主などの行政機関関係者が現地で通訳者に同行します。

- ⑤翻訳…翻訳した成果物を担当課へ提出して下さい。

- ⑥依頼者からの報告書に基づき、謝礼金の支払いを行います。

(3) その他

- (守秘義務) 活動により知り得た秘密を漏らすことは堅く禁じます。また、サポーターを退いた後も同様とします。
- (免責事項) 誠意をもって通訳又は翻訳活動に当たるものとします。ただし、この制度を利用した者がその通訳又は翻訳により損害が生じても、サポーターはその責を負わないものとします。
- (保 険) 活動中に発生した事故への対応については、市民総合賠償補償保険を利用します。

4 謝礼について

- ア 通訳1回あたり(概ね2時間) 2,000円(交通費を含む。)
- イ 翻訳A4・1枚(1,200字程度) 当たり1,000円

※謝礼は、依頼者から提出された報告書に基づき、指定された金融機関の口座に入金します。

※謝礼は、上記の金額から源泉徴収税額を差し引いた金額となります。

5 個人情報について

八潮市個人情報保護条例に基づき、サポーターの個人情報を適切に取り扱うものとし、本人の同意なく第三者への情報の開示又は提供は行いません。

◆八潮市多言語サポーターに通訳又は翻訳を依頼する方へ

①八潮市多言語サポーター依頼書（様式第3号）を担当課に提出してください。



②担当課は、依頼内容を考慮の上サポーターを決定し、依頼者に八潮市多言語サポーター決定通知書（様式第4号）を交付します。



③依頼内容によっては、事前にサポーターと打合せを行います。

翻訳…翻訳する原稿を担当課へ提出して下さい。



④通訳…通訳当日はサポーターに同行し、立会いをお願いします。

翻訳…成果物を担当課から依頼者にお渡ししますので、内容の確認をお願いします。



⑤依頼者は、速やかに八潮市多言語サポーター業務報告書（様式第5号）を担当課に提出して下さい。